

議案第 68 号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 8 月 29 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

# 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

## (小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条中「）、第60条、第82条」の次に「、第99条の5第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改め、同条第3号中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第37条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基にして、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加

したときに限る。) は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第51条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日

から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第52条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと。」の次に「次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合に

は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の  
翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第72条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第98条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に  
環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車  
及び二輪の小型自動車を総称する。)に対し当該軽自動車等の所有者に種別割に  
よって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定  
する者を含まないものとする。

第98条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって  
軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にか  
かわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に  
次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第98条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留  
保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規  
定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車  
の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更が  
あったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車  
等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者  
等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売の  
ためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項にお  
いて同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当  
該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合  
(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行わ  
れた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみな  
して、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車  
を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動

車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第99条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第99条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第99条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第99条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第99条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第99条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、

その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 99 条の 7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 107 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 100 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 101 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

(ロ) 三輪のもの 年額 3,900 円

(ハ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600 円

イ 小型特殊自動車

(フ) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(リ) その他のもの 年額 5,900 円

第 102 条（見出しを含む。）及び第 103 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 104 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項中「あった場合」を「あった場合に」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 98 条第 2 項」を「第 98 条の 2 第 1

項」に改める。

第105条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第98条第2項」を「第98条の2第1項」に改める。

第106条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第107条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第106条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第108条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第12条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付則第16条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第99条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(イ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(イ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第17条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(イ)a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(イ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第17条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(イ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(イ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第17条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(イ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(イ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第18条の2中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町

村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第51条を次のように改める。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第51条 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第51条第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とす

る。

- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第51条第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
  - (4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第51条第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出さ

れたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

## 5 第3項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第52条第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第2号中「、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項」を「並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項」に改め、同項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同条第3項中「第18条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第52条第3項」を「付則第52条第3項後段」に改め、同項第2号中「、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項」を「並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項」に、「付則第52条第3項」を「付則第52条第3項後段」に改め、「、第26条第1項中「第18条第4項」とあるのは「付則第52条第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第52条第3項」を「付則第52条第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「もしくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第52条第3項」を「付則第52条第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第52条第3項」を「付則第52条第3項前段」に改める。

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第101条及び新条例」を「小金井市市税条例第101条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第101条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第101条第2号ア(イ) a	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第101条第2号ア(イ) b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
付則第17条第1項	第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用さ

		れる第101条
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則 第6条の規定により読み 替えて適用される第10 1条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ)aの項	第2号ア(イ)a	平成26年改正条例付則 第6条の規定により読み 替えて適用される第10 1条第2号ア(イ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第17条第1項の表 第2号ア(イ)bの項	第2号ア(イ)b	平成26年改正条例付則 第6条の規定により読み 替えて適用される第10 1条第2号ア(イ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第3項の表第115条第1項の項中「の規定」を削り、同条第7項の表第11条第3号の項中「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第11条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第37条、第51条及び第52条の改正規定並びに同条例付則第5

1条及び第52条の改正規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項、第4項及び第5項 平成29年1月1日

- (2) 第1条中小金井市市税条例第9条の改正規定、同条例第11条の改正規定（「」、第60条、第82条）の次に「、第99条の5第1項」を加える部分、同条第2号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第21条、第22条及び第98条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第99条の次に6条を加える改正規定、同条例第100条から第108条までの改正規定並びに同条例付則第16条の次に5条を加える改正規定及び同条例付則第17条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び付則第4条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例付則第12条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後的小金井市市税条例（以下「新条例」という。）

第37条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例付則第12条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第21条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第51条第5項及び第52条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 5 新条例付則第51条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を

受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第18条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第18条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第18条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分

の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議案第68号資料1

### 小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「所得相互免除法」とは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

#### 2 第1条による改正内容

- (1) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する特例に関する規定を新設する（市民税関係。法第321条の2、法第321条の1、法第326条、条例第11条、条例第37条、条例第51条、条例第52条）。
- (2) 特定の一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定を新設する（市民税関係。法附則第4条の4。条例付則第12条）。
- (3) 法人市民税法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%とし、特例税率を現行の9.7%から6.0%とする（法人市民税関係。法第314条の4、条例第21条、条例第22条）。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備のうち、太陽光発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を2分の1とし、風力発電設備に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を3分の2とする（固定資産税関係。法附則第15条第33項、条例付則第18条の2）。
- (5) 軽自動車税環境性能割の規定が新設されたこと、及び現行の軽自動車税を軽自

動車税種別割に名称変更すること等に関する規定の整備を行う（軽自動車税関係。法第443条、法第444条、法第445条、法第450条、法第451条、法第453条、法第454条、法第457条、法第461条、法第463条の15、法第463条の16、法第463条の17、法第463条の18、法第463条の19、法第463条の21、法第463条の23、法附則第29条の9、法附則第29条の10、法附則第29条の11、法附則第29条の16、法附則第29条の18、法附則第30条、条例第9条、条例第98条、条例第98条の2、条例第99条の2、条例第99条の3、条例第99条の4、条例第99条の5、条例第99条の6、条例第99条の7、条例第100条、条例第101条、条例第102条、条例第103条、条例第104条、条例第105条、条例第106条、条例第107条、条例第108条、条例付則第16条の2、条例付則第16条の3、条例付則第16条の4、条例付則第16条の5、条例付則第16条の6、条例付則第17条）。

- (6) 軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定を1年延長する（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）。
- (7) 特例適用利子等及び特例適用配当等について申告分離課税の区分が設けられたことに伴う規定を追加する（市民税関係。所得相互免除法第8条。条例付則第51条）。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

### 3 第2条による改正内容

法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

### 4 第3条による改正内容

法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

### 5 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(1)から(3)までに掲げる規定は、当該(1)から(3)までに定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第11条の改正規定 ((2)に掲げる部分を除く。) 並びに同条例第37条、第51条及び第52条の改正規定並びに同条例付則第51条及び第52条の改正規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例

付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第51条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに6(1)ア、エ及びオ 平成29年1月1日

- (2) 第1条中小金井市市税条例第9条の改正規定、同条例第11条の改正規定(イ)、第60条、第82条の次に「、第99条の5第1項」を加える部分、同条第2号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第21条、第22条及び第98条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第99条の次に6条を加える改正規定、同条例第100条から第108条までの改正規定並びに同条例付則第16条の次に5条を加える改正規定及び同条例付則第17条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定（「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）並びに6(1)ウ及び6(4) 平成29年4月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例付則第12条の改正規定及び6(1)イ 平成30年1月1日

(付則第1条)

## 6 経過措置

### (1) 市民税に関する経過措置

ア 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第37条第4項の規定は、5(1)に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

イ 新条例付則第12条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

ウ 新条例第21条の規定は、5(2)に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

エ 新条例第51条第5項及び第52条第4項の規定は、5(1)に掲げる規定の施行の日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来

する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

オ 新条例付則第51条の規定は、5(1)に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(付則第2条)

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

ウ 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

エ 新条例付則第18条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

オ 新条例付則第18条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

カ 新条例付則第18条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(付則第3条)

(3) 軽自動車税に関する経過措置

- ア 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、5(2)に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- イ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(付則第4条)

## 小金井市税条例（第1条関係）

小金井市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(納税証明事項)		
<p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項) 第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>規定の整備 軽自動車税種別割の新設に伴う</p>
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条もしくは第44条（第61条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（第49条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第51条第1項（法第321条の8第2項及び第23項及び第102条第2項、第115条第1項もしくは法改正に伴う規制第60条、第82条、第119条第2項又は第128条第1項に規定する納期限後定の整備にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に相当する延滞金額を計算して納付書に記載する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 第9条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日までの期間</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第34条、第40条、第41条もしくは第44条（第61条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（第49条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第51条第1項（法第321条の8第2項及び第23項及び第102条第2項、第115条第1項もしくは法改正に伴う規制第60条、第82条、第119条第2項又は第128条第1項に規定する納期限後定の整備にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に相当する延滞金額を計算して納付書に記載する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 第51条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>1</p>

(3) 第99条第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間	(3) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(4) 省略	同上
(5) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日	同上
(6) 第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日	法人税割の税率 第21条 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。
(法人税割の税率) 第21条 法人税割の税率は、 <u>100分の8.4</u> とする。	法人税割の引下げ 第21条 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。
(法人等の市民税の課税の特例) 第22条 前条の規定にかかわらず、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に <u>12.1</u> 分の <u>2.4</u> の法人税割の制限を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。	(法人等の市民税の課税の特例) 第22条 前条の規定にかかわらず、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に <u>12.1</u> 分の <u>2.4</u> の法人税割の制限を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。
2 省略 (普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)	2 省略 (普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)
(第37条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所 得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所 得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認められた場合には、既に第27条第1号ただし書もしくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その	(第37条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所 得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所 得税の更正もしくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、もしくは賦課する必要を認められた場合には、既に第27条第1号ただし書もしくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その

決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第34条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととどまでの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所徴税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該申告書及び所徴税の納税義務者が所徴税の決定を受けた後に提出した当該申告書及び所徴税の納税義務者が所徴税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所徴税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所徴税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所徴税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第34条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基いて変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市町村民税にあ

うち、その決定があつた日までの納期に係る分（次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第34条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から法改正に伴う規則による納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととどまでの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所徴税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該申告書及び所徴税の納税義務者が所徴税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所徴税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所徴税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所徴税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第34条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

延滞金の計算の特例の規定の追加

つては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第34条の各納期限の翌日から当該減額更正に基づいて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基づいて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合は、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基づいて変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)  
第51条 省略

3 法第321条の8第2項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合における場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第2項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合における場合は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第2項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽の他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合には、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

5 省略  
6 省略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)  
第52条 省略  
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限に

項の繰下げ  
同上

5 省略  
6 省略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)  
第52条 省略  
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額につけても同条第1項、第2項又は第4項規定の整備の納期限によるものとする。なお納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限に

の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から当該通知により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結親法人（法人税法第2条第12号の6）もしくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人税に係る連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは決定がされたこと（法人税に係る連結親法人をいう。以下この項において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。  
第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたととき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（許為その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算となる期間から控除する。

1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、

限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7・3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る修正申告書を提出する場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支拂が連結されたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支拂の連続関係がある連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日（延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。）までの期間は、

第2項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたととき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき限り。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、

限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る修正申告書を提出する場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支拂が連結されたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支拂の連続関係がある連結親法人をいう。以下この項において同じこと。）による更正に係る更正もしくは決定を受けたこと。）に当該修正申告書を提出した日又は国税務官署が更正もしくは決定の通知をした日（延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。）までの期間は、

延滞金の計算の  
特例の規定の追  
加

当該納期限) の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間  
(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日) の翌日から当該修正申告書に係る正の通知をした日までの期間

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)  
第72条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の納税義務者等)  
第98条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び一輪の小型自動車を総称する。)に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができるない者である場合には、第1項の規定にかかるず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第98条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第72条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合には、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第98条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車軽自動車税環境及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」とい性能割の新設に伴う規定の整備

第98条 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の同上所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車等の賦課徴収することができる者である場合には、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

軽自動車税のみなす課税の規定の追加

の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	
3 法第44条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取扱者とみなして、環境性能割を課する。	環境性能割の課税標準の規定の追加
4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。	環境性能割の税率の規定の追加
（環境性能割の課税標準）	
第9条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。	環境性能割の徴収の方法の規定の追加
（環境性能割の税率）	環境性能割の申告納付の規定の追加
第9条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。	環境性能割の申告納付の規定の追加
(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u>	
(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u>	
(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの <u>100分の3</u>	
（環境性能割の徵収の方法）	
第9条の4 環境性能割の徵収については、申告納付の方法によらなければならぬ。	
（環境性能割の申告納付）	
第9条の5 環境性能割の納稅義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。	
2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納稅義務者を除く。）	

は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第9条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第9条の7 市長は、公益のため直接受用する三輪以上の軽自動車又は第107条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他の必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第100条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第101条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 省略  
(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

<u>ア</u> 軽自動車	
(1) 二輪のものの（側車付のものを含む。）	年額 3,600円
(1) 三輪のものの 年額 3,900円	
(1) 四輪以上のもの	
a 乗用のもの	営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円
b 貨物用のもの	営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円
(1) 専ら雪上を走行するもの	年額 3,600円

環境性能割に係る不申告等に関する過料等の規定による過料の規定の追加

環境性能割の減免の規定の追加

軽自動車税種別規定の新設に伴う規定の整備

同上

第100条 軽自動車等に対しては、軽自動車割を第100条商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車割を課さない。

(軽自動車税の税率)

第101条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 省略  
(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

<u>ア</u> 軽自動車	
二輪のものの（側車付のものを含む。）	年額 3,600円
三輪のものの 年額 3,900円	
四輪以上のもの	
乗用のもの	営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円
貨物用のもの	営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円
専ら雪上を走行するもの	年額 3,600円

1 小型特殊自動車	(1) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (1) その他のもの 年額 5,900円	イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 2,400円 その他のもの 年額 5,900円	(3) 省略	(3) 省略
第102条 種別割の賦課期日及び納期	(種別割の賦課期日及び納期)	第102条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。	第102条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。	第102条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2 種別割の徵収の方法	(種別割の徵収の方法)	2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徵収の方法)	2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徵収の方法)	2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徵収の方法)
3 種別割は、普通徵収の方法によつて徵収する。	(種別割に關する申告又は報告)	第103条 種別割は、普通徵収の方法によつて徵収する。 (種別割に關する申告又は報告)	第103条 種別割は、普通徵収の方法によつて徵収する。 (種別割に關する申告又は報告)	第103条 軽自動車税は、普通徵収の方法によつて徵収する。 (軽自動車税に關する申告又は報告)
4 第103条 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。	(種別割の納期)	4 第103条 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の納期)	4 第103条 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の納期)	4 第103条 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (軽自動車税の納期)
5 第104条 種別割の納稅義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	(種別割の納稅義務者)	5 第104条 種別割の納稅義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	5 第104条 軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	5 第104条 軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
6 第105条 種別割に關する申告又は報告	(種別割に關する申告又は報告)	6 第105条 種別割に關する申告又は報告	6 第105条 種別割に關する申告又は報告	6 第105条 種別割に關する申告又は報告
7 第106条 種別割の賦課期日及び納期	(種別割の賦課期日及び納期)	7 第106条 種別割の賦課期日及び納期	7 第106条 種別割の賦課期日及び納期	7 第106条 種別割の賦課期日及び納期
8 第107条 種別割の徵収の方法	(種別割の徵収の方法)	8 第107条 種別割の徵収の方法	8 第107条 種別割の徵収の方法	8 第107条 種別割の徵収の方法
9 第108条 第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求があつた	(第98条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求があつた	9 第108条 第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求があつた	9 第108条 第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求があつた	9 第108条 第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求があつた

日から 15 日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 省略  
(5) 省略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第 105 条 軽自動車等の所有者等又は第 98 条の 2 第 1 項に規定する軽自動車等の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 省略  
3 省略

(種別割の減免)

第 106 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、種別割を減免する。

(1) 省略  
(3) 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略  
(8) 省略

3 第 1 項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第 107 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めることのに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）  
又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）  
が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にす

ら 15 日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 省略  
(5) 省略

(軽自動車税種別割に係る不申告等に関する過料)

第 105 条 軽自動車等の所有者等又は第 98 条第 2 項に規定する軽自動車等の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正當な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 省略  
3 省略

(軽自動車税の減免)

第 106 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 省略  
(3) 省略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略  
(8) 省略

3 第 1 項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が同上消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第 107 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に對しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）  
又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）  
が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にす

同上

(軽自動車税種別割に係る不申告等に関する過料)

る者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のためには、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のためには、当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第83号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ~ (6) 省略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該自動車等の提示に代わると認められる書類の提出がある場合には、書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受ける場合に適用する。

る者が所有する軽自動車等を含む。) で、当該身体障害者、当該身体障害者もしくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のためには、当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) 省略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付された身体障害者手帳)の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ~ (6) 省略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該自動車等の提示に代わると認められる書類の提出がある場合には、書類の提出)をするとともに、第106条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受ける場合に適用する。

いる者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第108条 省略

2 法第445条もしくは第99条又は第98条第3項ただし書の規定によつて種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条もしくは第99条又は第98条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 } 省略

6 } 省略  
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 省略  
9 省略

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限

けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第108条 省略

2 法第443条もしくは第99条又は第98条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は市内に所在する小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識付の交付を受けなければならぬ。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条もしくは第99条又は第98条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3 } 省略

6 } 省略  
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、もしくは使用しないこととなつたときは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 省略  
9 省略

付 則

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例  
第12条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限

として、同条の規定を適用することができる。

()整自動車税の環境性能を書きの試験収録の特例)

16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴

この例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)  
16条の3 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、  
都道府県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものと  
して市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境  
性能割を減免する

（原刊于《古今文哲》1996年第1期，略有改动）

第 16 条の 4 第 99 条の 5 の規定による申告納付については、当分の間、同様に「都知事」とする。

卷之三

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収拠償の交付)  
16条の5 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行つたために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の会計額を徴収拠費として都に交付する

16条の6 營業用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3の規定については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定に中同様の中欄に掲げるる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げらるる字句とす。

五〇

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

自家用の三輪以上の軽自動車に対する第99条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」と

あるのは、[100分の2]とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)  
第 17 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号を受ける月から起算して 1 年を経過した月の属する年度以後の年度分の

### (軽自動車税の税率の特例)

17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に對割の新設に伴う  
当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定の整備

度にによる車両番号の指定(以下この表において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度

軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用について  
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句  
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(1)</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
<u>第2号ア(1) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
<u>第2号ア(1) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に對する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号を指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3, 900円</u>	<u>1, 000円</u>
<u>第2号ア(イ) a</u>	<u>6, 900円</u>	<u>1, 800円</u>
	<u>10, 800円</u>	<u>2, 700円</u>
<u>第2号ア(イ) b</u>	<u>3, 800円</u>	<u>1, 000円</u>
	<u>5, 000円</u>	<u>1, 300円</u>

法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第11項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第1101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。  
第2号ア(イ) 3,900円 2,000円

法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車税の種自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が別割の税率の特平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両登録期間の延長及番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り規定の整備り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

第101条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア 3,900円 2,000円

第2号ア(イ) a	<u>6</u> , 900円	<u>3</u> , 500円
	<u>10</u> , 800円	<u>5</u> , 400円

第2号ア(イ) b	<u>3</u> , 800円	<u>1</u> , 900円
	<u>5</u> , 000円	<u>2</u> , 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句どする。

第2号ア(イ)	<u>3</u> , 900円	<u>3</u> , 000円
第2号ア(イ) a	<u>6</u> , 900円	<u>5</u> , 200円
	<u>10</u> , 800円	<u>8</u> , 100円

第2号ア(イ) b	<u>3</u> , 800円	<u>2</u> , 900円
	<u>5</u> , 000円	<u>3</u> , 800円

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  
第18条の2 省略

2 } 省略  
4 }

5 法附則第15条第3項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 6 法附則第15条第3項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。  
7 法附則第15条第3項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。  
8 法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に

第2号ア(イ) a	<u>6</u> , 900円	<u>3</u> , 500円
	<u>10</u> , 800円	<u>5</u> , 400円
	<u>3</u> , 800円	<u>1</u> , 900円

第2号ア(イ) b	<u>5</u> , 000円	<u>2</u> , 500円
	<u>5</u> , 000円	<u>2</u> , 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車税の種自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101号別割の税率の特條の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から例期間の延長及び規定の整備平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	<u>3</u> , 900円	<u>3</u> , 000円
	<u>6</u> , 900円	<u>5</u> , 200円
	<u>10</u> , 800円	<u>8</u> , 100円

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)  
第18条の2 省略

2 } 省略  
4 }

固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合の規定の追加  
同上  
同上  
同上

規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。  
9 法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備について同号に  
規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

1.0 省略  
1.1 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の  
特例)

第51条 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所  
得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和3  
7年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)  
第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除  
法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得  
相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第  
18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前  
年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得  
相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場  
合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特  
例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第  
1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合  
には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金  
額に相当する市民税の所得割を課する。  
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。  
(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある  
のは、「総所得金額、付則第51条第1項に規定する特例適用利子  
等の額」とする。  
(2) 第23条から第25条まで、第26条第1項並びに付則第13条  
第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用につ  
いては、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付  
則第51条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条  
第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項  
第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるの

5 省略  
6 省略

注 平成25年条例第38号により、平成29年1月1日から施行

固定資産税の課  
税標準の特例に  
係る条例で定め  
る割合の規定の  
追加  
項の繰下げ  
同上

特例適用利子等  
及び特例適用配  
当等に係る個人  
の市民税の課税  
の特例の規定の  
追加

は「所得割の額並びに付則第 5 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 4 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 5 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 2 7 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第 5 1 条第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 7 条第 1 0 項（同法第 1 1 条第 8 項及び第 1 5 条第 1 4 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 1 2 項（同法第 1 1 条第 9 項及び第 1 5 条第 1 5 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 1 6 項（同法第 1 1 条第 1 1 項及び第 1 5 条第 1 7 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同法第 7 条第 1 8 項（同法第 1 1 条第 1 2 項及び第 1 5 条第 1 8 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 5 1 条第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 5 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 1 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 2 0 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等

の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課す。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときはを含む。）に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- [1] 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- [2] 第23条から第25条まで、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- [3] 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定期象配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第51条第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第51条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(約適用利子等及び約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第52条 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税條約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税條約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する約適用利子等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する約適用利子等の額(以下この項において「約適用利子等の額」という。)に対し、約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1規定の適用する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第23条から第25条まで、第26条第1項、付則第13条第1項、第14条第1項及び付則第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第52条第1項に規定する約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるの

(約適用利子等及び約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第52条 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税條約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税條約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する約適用利子等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する約適用利子等の額(以下この項において「約適用利子等の額」という。)に対し、約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1規定の適用する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第23条から第25条まで、第26条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第52条第1項に規定する約適用利子等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるの

は「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 第 1 6 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 1 8 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 2 2 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第 2 4 項に規定する特定給付補填金等に係る総所得額」とする。

省略

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等について、その同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

省略

第3項後段の規定がある場合には、次に定めるとこ<sup>る。</sup>

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第52条第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第23条から第25条まで、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第52条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項並びに付則第13条第1項、第14条第1項及び第14条の2第1項中「所得割(の額)」とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第3項後段の規定による市民税の所得割(の額)」と、第24条第1項後段中「所得割(の額)」とする。

は「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の規定の整備  
2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18  
項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に  
規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額もしくは同条第24  
項に規定する特定給付金等に係る雑所得等の金額」とする。

省略(4)

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等について、は、第18条及び第20条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4

第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第52条第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第23条から第25条まで、第26条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び付則第52条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条、第26条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」と

1

所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等には、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合は、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税を課する。

省略

第3項後段の規定がある場合には、次に定めるところによ  
る。  
第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とある  
のは、「総所得金額、付則第52条第3項に規定する条約適用配当  
等の額」とする。  
第23条から第25条まで、第26条第1項、付則第13条第1項  
項、付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項の規定の適用  
については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及  
び付則第52条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第2  
4条第1項前段、第25条、第26条第1項、付則第13条第1項、  
付則第14条第1項及び付則第14条の2第1項中「所得割の額」  
とあるのは、「所得割の額並びに付則第52条第3項の規定による  
市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額及び付則第5条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第5条第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等の実施に関する法律、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和4年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額もしくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第5条第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第5条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定による適用が有る場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第5条第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定による事項の記載がある場合（これら適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これら申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第37条の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

あるいは「所得割の額及び付則第5条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は付則第5条第1項中「第18条第4項」とあるのは「付則第5条第4項」とする。

(4) 付則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第5条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額もしくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定による適用が有る場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「もしくは付則第5条第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これら申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第37条の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

付 則 (抄)  
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市税条例第11条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第37条、第51条及び第52条の改正規定並びに同条例付則第51条及び第52条の改正規定（中略）並びに次条第1項、第4項及び第5項 平成29年1月1日  
改正規定（（1）、第60条、第82条）の次に「、第99条の5第1項」を加える部分、同条第2号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項」に改める部分及び同条第3号中「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第21条、第22条及び第98条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第99条の次に6条を加える改正規定、同条例第100条から第108条までの改正規定並びに同条例付則第16条の次に5条を加える改正規定及び同条例付則第17条の改正規定（中略）並びに次条第3項及び付則第4条の規定 平成29年4月1日  
(3) 第1条中小金井市税条例付則第12条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日  
(市民税に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の小金井市税条例（以下「新条例」という。）第37条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第37条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例付則第12条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第21条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連続事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連続事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第51条第5項及び第52条第4項の規定は、前条第1号に

掲げる規定の施行の日以後に新条例第51条第3項又は第52条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新条例付則第51条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。  
(固定資産税に関する経過措置)

3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第18条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第18条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第18条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例付則第18条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後

に新たに取得される新法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）（第2条関係）

付 則 改正条例	付 則 現行条例	備考
付 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る小金井市市税条例第101条及び付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	付 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第101条及び新条例付則第17条の表の左欄に掲げる規定中同割の新設に伴う表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。規定の整備	
第101条第2号ア(i) a 第101条第2号ア(ii) b 付則第17条第1項	新条例第101条第2号ア 新条例付則第17条の表以外の部分 第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用され
第101条第2号ア(i) a 第101条第2号ア(ii) b 付則第17条第1項	3,900円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 5,000円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 4,000円 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用され	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 5,000円 3,900円 6,900円 7,200円 3,000円 4,000円 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用され

付則第17条第1項の 表第2号ア(1)の項		第2号ア(1)	る第101条 平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(1)	新条例付則第17条の表第101条第2号アの項	第101条第2号アの項 平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(1)	の規定により読み替えて適用される第101条 平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア
付則第17条第1項の 表第2号ア(1) aの項		第2号ア(1) a	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(1) a	3,900円	3,100円	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円
付則第17条第1項の 表第2号ア(1) bの項		第2号ア(1) b	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(1) b	6,900円	5,500円	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円
付則第17条第1項の 表第2号ア(1) bの項		第2号ア(1) b	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア(1) b	10,800円	7,200円	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円

## 付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 (前略) 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 省略
- (2) (前略) 第2条の規定 (中略) 平成29年4月1日
- (3) 省略

第2条 省略  
 第4条 省略

小金井市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）（第3条関係）

付 則 (市たばこ税に関する経過措置)	改正条例	現行条例	備考
第4条 省略		付 則 (市たばこ税に関する経過措置)	
2 省略		2 省略	
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		3 前項の規定の適用がある場合における新条例第115条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
	第115条第1項 施行規則第34号 の2様式	第115条第1項 施行規則第34号 の2様式	規定の整備
	第115条第1項 施行規則第34号 の2様式	第115条第1項 施行規則第34号 の2様式	地方税法施行規則 の一部を改正する 省令(平成27年 総務省令第38 号)による改正前 の地方税法施行規 則(以下この節に おいて「平成27 年改正前の地方税 法施行規則」とい う。)第48号の5 様式
			省略
			4 省略
			6 省略
			7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、小金井市税条例第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		省略	
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書での提出期限	第11条第3号	第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書での提出期限
8 ? 14	省略	8 ? 14	省略
付 則 (抄) (施行期日)	この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) (前略) 第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定(「第51条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)(中略) 平成29年1月1日 (2) (前略) 第3条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第11条第3号の項の改正規定(「第115条第1項」を「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」に改める部分に限る。)(中略) 平成29年4月1日 (3) 省略		

## セルフメディケーション(自主服薬)推進のための スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得控除する。

### 1. 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取組

- 次の検診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)を受けていることを要件とする。

#### (1) 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)

#### (2) 予防接種

#### (3) 定期健康診断(事業主健診)

#### (4) 健康診査

(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)

#### (5) がん検診

#### 2. 控除対象医薬品

##### ○ スイッチOTC薬

⇒ 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

医薬品の分類と販売制度				
事項	医療用医薬品	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品
内 毒	人体に対する作用 が著しく、重篤な 副作用が生じるお それがある医薬品	ダイレクトOTC、 スイッチ薬 後品目 薬、剤薬	特にリスクが高い 医薬品	リスクが比較的高い 医薬品
販売できる業 種	薬局のみ	薬局、店舗販売	薬局、店舗販売系、配置販売系	
販売方法	対面販売のみ	対面販売のみ	インターネット販売可	薬剤師・登録販売者
スイッチOTC Cの品例		・コントラック薬 ・炎Z ・エバデールT ・改密通	・ガスター-10 (胃腸薬) ・アレグラFX (鼻炎薬) ・エキソニンS (中性脂肪異常 改善薬) ・ロキソニンS (解熱鎮痛剤) ・ルミフェン (解熱鎮痛剤)	・ダマリンL (水虫薬) ・ストナホルナカブ セル(抗歎きだん 薬) ・アレジオン10(外 炎薬) ・フェイタスZ(外 用消炎・潤滑剤)

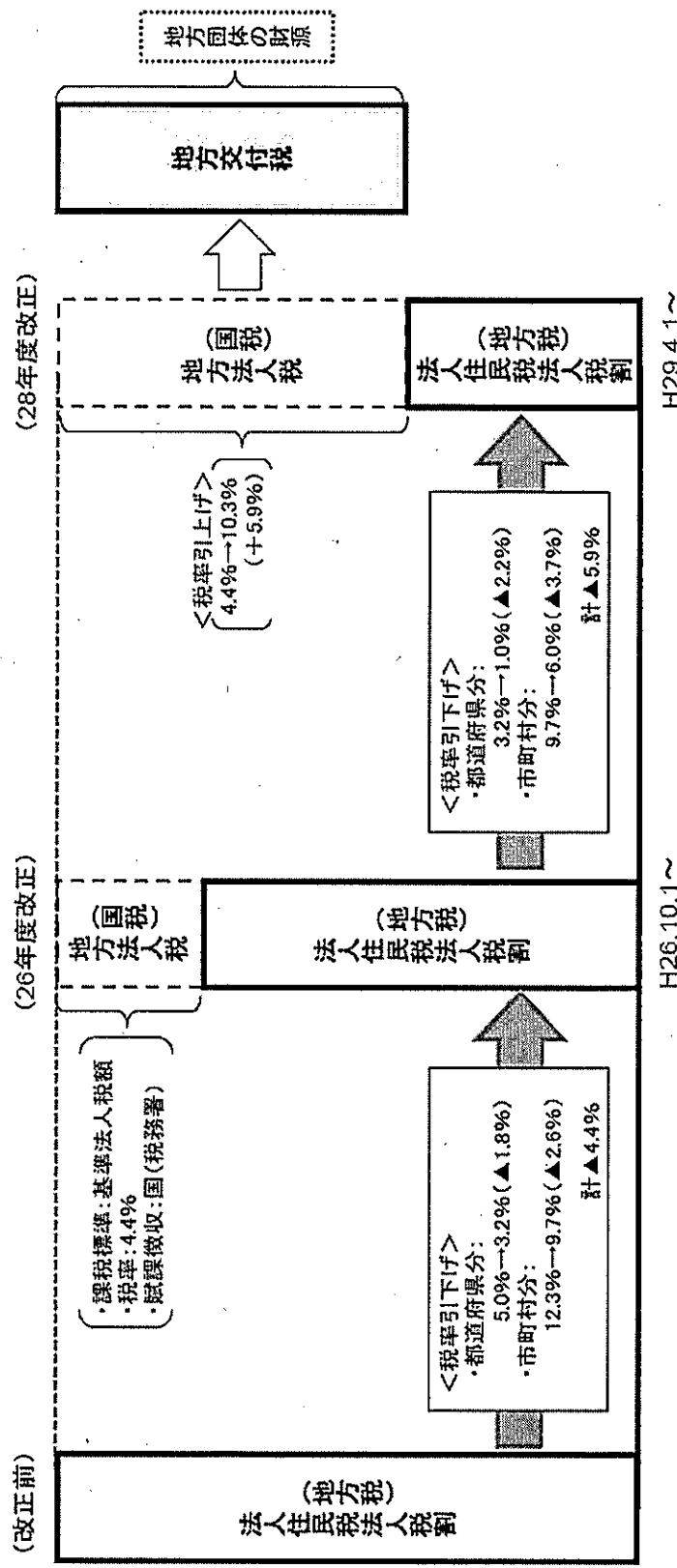
#### 3. 医療費控除との関係

- 本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けられることができない。

出展：全国都道府県市町村税務担当課長会議（平成28年1月20日開催）資料

## 法人住民税法人税割の交付税原資化(案)の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引き上げを行い、その収全額を地方交付税原資化



出展：全国都道府県市町村税務担当課長会議（平成28年1月20日開催）資料

## 平成28年度税制改正（案）におけるわがまち特例の導入について

### 【固定資産税・都市計画税】

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

## 【固定資産税】

対象資産	設備区分	特例率	改正案
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備(注) 風力発電設備	2／3を參酌して1／2以上5／6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2／3)	⇒ 太陽光 1／2
	水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	1／2を參酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2／3)	⇒ 風力 2／3 水力：地熱・バイオマス 1／2

(注)太陽光発電設備：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であつて政府の補助を受けて取得した設備に限る。

- 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

## 【固定資産税・都市計画税】

対象資産	特例率	改正案
公共施設等の用に供する家屋 及び償却資産	4／5を參照して7／10以上9／10以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:4／5)	⇒ 該当なし

※具体的な対象資産：公園、広場、緑化施設、通路等

- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を4年延長。

## 【固定資産税】

対象資産	特例率	改正案
津波対策の用に供する償却資産 ※具体的な対象資産：防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	1／2を參照して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1／2)	⇒ 該当なし

わがまち特例 従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。

※( )書きは平成28年度税制改正(案)による追加分  
導入状況： 固定資産税…16項目(4項目)、都市計画税…4項目(1項目)、不動産取得税…2項目

出典：全国都道府県市町村税務担当課長会議（平成28年1月20日開催）資料

## 自動車税・軽自動車税における環境性能割（案）

### 基本的な考え方

- 平成29年4月1日から、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を設ける。これに伴い、現行の自動車税を自動車税種別割とし、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。
- 課税標準は自動車の取得価額とする。免税点は50万円とする。
- 税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする（當業車及び軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限とする）。
- 新車・中古車を問わず対象とする。
- 税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。
- 自動車税環境性能割について、その税収の一定割合を市町村へ交付する制度を設ける。